

令和5年3月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和5年3月22日(水) 13時30分開会
2. 場 所 双葉町役場1階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名人の指名について
日程第2 議案第1号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について
日程第3 議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

5. 出席委員

農業委員

- 議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鵜沼 久江 委員
議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 高木 幸恵 委員
議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

- 高玉 正祐 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

- 農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳
農業振興課課長補佐兼農業振興係長(併任) 大和田 千歳
専門員(併任) 大西 信治

7. 開会

【相楽事務局長】

定刻になりましたので、只今より、双葉町農業委員会3月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

本日は、年度末の何かとお忙しい中、3月定例総会にご出席いただきありがとうございます。令和4年度の農業委員会は今日が最後ですが、本日は、時効取得案件が1件のほか、来年度の農業委員会の活動方針について議案が提出されておりますので、皆さんには、いつも通り慎重に審議いただきますようお願いしまして、ごあいさつといたします。

9. 議事

【相楽事務局長】

ありがとうございました。議事に入る前に、榎内農地利用最適化推進委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくをお願いします。

【澤上会長】

只今の出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年3月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料により会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、3番 鶴沼委員、4番 林委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。

続きまして日程第2、議案第1号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第1号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について」、福島地方法務局から時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知があったことから、登記事案調査書の福島県知事への提出について、審議に付す。令和5年3月22日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本通知は、双葉町大字寺沢字唐沢××の農地、×××㎡について、A氏が時効取得し、所有権移転登記を行ったというものです。

農地の時効取得については、農地の取得は本来、農地法3条の許可が必要になりますが、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の物を占有すれば、その物の所有権を取得できると、民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用され、農地法の許可を得ることなく所有権を取得できることとなっています。農地について時効取得による所有権移転の登記を行ったときは、法務局は農業委員会に通知し、農業委員会は当該通知に係る事案が時効取得完成の要件を備えているかについて実情を調査し、登記事案調査書を県知事あて提出することとなっております。

本件については、事務局におきまして、×月×、A氏の長男であるB氏が来庁された際、経緯等を確認するとともに、現地確認を行いました。

時効取得した農地は、A氏の自宅の隣接地になります。今回、時効取得した経緯については、この土地は、平成×年×月×日、浪江町大字権現堂字南深町××、C氏からA氏が買受け、畑として使用、管理してきましたが、農地法第3条による所有権移転の許可を受けていなかったことから、仮登記のままになっていたものです。土地を買受け、占有を始めてから20年以上経過していることから、時効取得し、A氏名義で本登記するに至りました。なお、この農地は帰還困難区域にあり、耕作等ができない状況にありますが、避難指示解除後は、従前どおり畑として利用したいとのことでした。

占用の事実については、地元行政区長にお伺いしましたが、A氏が管理、耕作していたことで、間違いのないことでした。

以上のことから、当該案件については、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることが認められることから、登記事案調査書に記載いたしましたとおり、時効取得の完成事案であるとして、県知事に報告したいと考えます。説明は以上です。

【澤上会長】

本件について質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について」、登記事案調査書に記載のとおり福島県知事に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号については、登記事案調査書を福島県知事に提出させていただきます。

続きまして日程第3、議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」、双葉町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定める。令和5年3月22日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法ほか人・農地関連法が改正され、令和5年4月1日から施行されることとなり、農業委員会において、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが、法的に義務付けられたことに伴いまして、今回、提出させていただいたものです。

この法改正は、農業委員会の他の業務にも影響するものですので、まず、法改正について説明させていただきます。

法改正の趣旨は、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、生産の効率化やスマート農業の展開を通じた農業の成長産業化に向け、農地が分散・点在する状況を解消して、農地の集約化を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講じることとされています。このため、人・農地プランを法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現するために、農地バンクを活用した農地の集約化を進めるとともに、地域内外から幅広く農地の受け手を確保するための施策を推進するとしています。

具体的な法改正の中身として、一つ目は、地域計画の策定です。市町村は、地域における

農業の将来のあり方について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効果的かつ総合的な利用を図るために、地域ごとに「地域計画」を策定することが義務付けられました。

「地域計画」は将来の農地利用の姿を示した地図（「目標地図」）を含むものとされ、この「目標地図」について、農業委員会は、農地バンク等と協力して、目標地図の素案を作成することとされています。「地域計画」については、改正法施行日から2年以内、令和7年3月31日までに策定することとされていますが、ご案内のとおり、双葉町では、各地区で現状を踏まえた営農再開の方向性について検討している段階であり、2年間で、すべての地区の「地域計画」「目標地図」を作ることは困難であろうと考えております。各地区での取り組みの進捗度、熟度に応じて今後目指すべき農地利用のあり方について検討していきたいと考えており、農業委員会には改めてご協力いただきたいと考えております。

二つ目は、農地の集約化です。農業委員会は「地域計画」の達成に向けて、農地バンクと連携して、農地の集約化、貸借等を促進することとされました。これに関連して、現在、農業委員会法第7条で、農業委員会は農地利用の最適化に関する目標、推進の方法を定めた指針を定めるよう努めなければならないとされていますが、今回の法改正で、その策定が義務化されました。

三つ目は、人の確保・育成です。農業の担い手、農地の受け手を幅広く確保するために、県に農業経営・就農支援センターを整備するほか、認定農業者への支援を充実、JA等が行う農作業の実施を促進することとします。これに関連して、農地を利用しやすくするため、農地法3条による農地の権利取得時の下限面積、これは施行規則で50アールと定められていますが、これが廃止されることとなりました。法改正前後の許可基準が記載されておりますが、ご覧のように、面積要件は廃止されますが、3条許可の他の判断基準（①農地の全てを効率的に利用すること、②必要な農作業に常時従事すること、③周辺の農地利用に支障がないこと）は維持されることから、3条申請に当たっては、これまで通り、農地として適正に保全、利用されるかどうかを、審査・判断する必要があります。

以上が法改正の概要です。次に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について説明いたします。

指針は、農業委員会法第7条に基づき、農地利用の最適化の推進に関する目標及びその推進方法を定めるもので、今回の法改正で、策定することが義務化されました。指針の位置づけとしては、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、おおむね10年後に目指す農地の状況等を示すもので、指針の構成は、基本的な考え方及び具体的な目標として「遊休農地の解消」「担い手への農地利用集積」「新規参入」と、その推進方法からなっています。

次に、双葉町農業委員会の「指針」の概要を説明します。「第1 基本的な考え方」としては、双葉町では、東日本大震災・原発事故による全町避難から12年が経過する中、農地除染や保全管理を進めるとともに、営農再開ビジョンを策定し、営農再開に向けて取り組みを進めていますが、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備など、大きな課題

が山積しています。このような状況の中、農業委員会としては、遊休農地の把握と解消、多様な担い手の確保と農地利用の集積・集約化の取り組みを進めるとともに、法改正により法定化される「地域計画」の作成に主体的に取り組んでいくとしています。

また、この指針は、双葉町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成6年12月策定、令和3年1月最終更新）を踏まえた長期的な目標として、10年後、具体的には令和13年3月までに目指す農地の状況等を示すものであり、今後、基本構想の変更及び農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしています。

次に、「第2 具体的な目標設定」は、「遊休農地の解消」「担い手への農地利用集積」「新規参入」について数値目標を設定することが求められておりますが、双葉町では、特定復興拠点区域の避難指示は解除されたものの、本格的な営農再開はこれからという状況で、具体的な数値目標を設定しにくい状況であることから、上位の計画である「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の数値目標に準じる形で、可能な範囲で目標を設定させていただきました。

まず、(1) 遊休農地の解消目標については、特定復興再生拠点区域の農地除染はほぼ完了しましたが、未だ避難指示が解除されていない区域があるほか、避難が解除された区域においても、農地所有者の農地の利用意向が不明の場合が多く、現時点で、遊休農地であるかどうかの判断自体が困難な状況にあります。このことから、具体的な数値目標の設定は行わず、農業委員会として、農地の利用状況と利用意向の把握に努めるとともに、各地区の農地保全管理組合等が行う保全管理活動と連携して農地の保全を図るといたしました。

次に、(2) 担い手への農地利用集積目標については、震災・原発事故前の農地利用の集積状況は、農地面積702haに対して集積面積は241.1haで集積率は34.3%であったという記録が残っていますが、現在は、すべて白紙の状態になっています。避難生活が長引く中、農地所有者及び担い手の高齢化が進むとともに、避難先等で生活基盤ができ、営農再開を希望する農業者は少なく、農業の復旧復興のためには、担い手への農地利用の集積は不可欠であります。農業委員会としては、基本構想で設定している集積率60%を当面の目標として、農地利用の集積・集約化に取り組むとしています。

最後に、(3) 新規参入の促進目標については、営農再開を希望する農業者が少ない中、農業の復旧復興のためには多様な担い手の確保が喫緊の課題であり、町内外の新規就農者、農業法人・団体・企業の確保に積極的に取り組む必要があります。基本構想で年間2人の新規参入を目指すとしていることから、農業委員会としても、これに準じて、令和7年度の本格的な営農再開後、年間2個人または法人の新規参入を目標とするとしています。

説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

事務局から、法律改正の概要と農業委員会で定めるべき「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について説明がありましたが、ご質問、ご意見等はありませんか。

【木幡委員】

この指針は10年後を目指すものということであるが、双葉町内の各地区で状況が異なっている。具体的な取り組みは各地区毎に目標を定めてやっていくという認識でいいか。

【相楽事務局長】

避難指示が解除された地区がある一方で、帰還困難区域内の農地もある。また特定復興拠点区域内でも地区毎に営農再開に向けての課題や取組状況も異なっている。双葉町一律の取組は難しいと考えており、各地区で農業者の意見を聴きながら、可能なところから地区計画を策定するなど取り組んでいきたい。

【井戸川推進委員】

新規参入を進めていくことは重要だと思うが、新規参入者には農業機械の購入を支援するなど新規参入のメリットが必要である。また、農地の基盤整備が最優先課題であり、企業参入のためにも基盤整備は必要である。現在、各地区で農地の保全管理活動を行っているが、保全管理が終了すると耕作放棄地になってしまう恐れがある。

【高田委員】

法改正の資料の農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に農地バンクが農作業の委託を受けている農地を追加とあるが、農家負担なしで基盤整備事業ができるのか。

【林委員】

事業の種類によって負担がないものと一部負担が生じるものがある。

【高田委員】

営農再開は代替わりすると難しくなると思う。我々の世代でも、親から農地を受け継いで持っているのが負担で、買い取ってくれる人がいれば買い取ってほしいと思っている。

【林委員】

法律改正の趣旨は理解できるが、双葉町で農業を進行させるのには難しい点が多い。避難生活が長くなり、避難先での生活基盤ができてしまうと、双葉町に戻って農業を再開しようとは思わなくなる。また、風評被害や中間貯蔵施設もあり、あえて双葉町で農業をやろうという担い手を確保するのは難しい。

【木幡委員】

被災地の営農再開の形は様々であり、川内村は生産組合、広野町は認定農業者が中心で、檜葉町は企業参入が核になっている。浪江町の場合は、認定農業者はあまり戻っておらず、企業参入の動きがある。双葉町でも企業参入も一つの方法だが、基盤整備の割合が双葉郡内でも特に低く、これでは企業も参入して来ない。基盤整備が最優先だと思う。

【鵜沼委員】

耕作放棄地解消の方策として、農地に家畜を入れることを考えてもいいのではないか。震災前に隔年で農地に牛を入れて大豆を栽培した事例もある。農地がある程度集積されれば、実現可能ではないか。

【澤上会長】

目標実現のためには、基盤整備が不可欠であるとの意見が多いが、事務局の考えはどうか。

【相楽事務局長】

各委員からご意見を賜りましたように目標実現のためには農地の基盤整備が重要であるということは町も認識している。現在、上羽鳥地区の基盤整備、下羽鳥地区の圃場整備を進めているところであり、その他の地区についても、地域の皆さんの意見を聴きながら進めていきたいと考えている。

【澤上会長】

目標実現には課題が多いというのが委員の皆さんのご意見ですが、本指針は当面の目標として設定し、見直しもできるということですので、事務局提示の案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第2号は本案のとおり決定することといたしました。
本日の議案審議は以上になります。

(14時45分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

- (1) 令和5年4月定例総会の日程について

引き続き、下記報告事項について報告

- (1) 工事完了報告について
(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 澤 上 榮 ⑩

議事録署名人 鵜 沼 久 江 ⑩

議事録署名人 林 和 男 ⑩